		日	号外	ページ
七五	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	七	51	四四
七六	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	七	51	四四
七八―八四	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	七	51	四四
八五―八七	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八	52	五
八八	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	八	52	一二
八九	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件	八	52	一三
九〇―九一	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二三	65	六二
九二	健康保険印紙の形式の全部を改正する件	二六	67	三八
九三	指定保税地域を指定する件	二六	67	四〇
九四	株式会社国際協力銀行法第十二条第三項第一号の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件	二六	67	四〇
九五	株式会社国際協力銀行法第十二条第九項第一号の規定に基づき財務大臣が定める者を定める件	二六	67	四〇
九六	株式会社国際協力銀行法第十二条第十項第二号及び第十一項の規定に基づき財務大臣が定める期間を定める件	二六	67	四〇
九七	株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(9)の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件を廃止する件	二六	67	四〇
九八	株式会社国際協力銀行の社債の発行に係る基本方針の提出日を定める件	二六	67	四〇
九九	株式会社国際協力銀行法第二条第八号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件	二六	67	四〇
一〇〇	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	二九	72	五五
一〇一	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの輸入数量を告示する件	三〇	四	四
一〇二	平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	三〇	四	四
一〇三	平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三〇	四	四
一〇四	特別会計の情報開示に関する省令第一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件の一部を改正する件	三〇	74	一九三
一〇五	外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に指定する届出者名簿の閲覧の場所を指定する件の一部を改正する件	三〇	74	二〇五
一〇六	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	三〇	74	二〇五
一〇七	個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得に金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件	三〇	74	二〇五
一〇八	日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	三〇	74	二〇五
一〇九	株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき必要となる資本の額の計算方法を定める件の一部を改正する件	三〇	74	二〇六
一一〇	国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準の一部を改正する件	三〇	74	二〇六
一一一	電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件	三〇	74	二〇六
一一二	所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件	三一	特10	四〇一
一一三	消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件	三一	特10	四〇一
一一四	租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件	三一	特10	四〇一